

## くまもと結婚応援パスポート事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚への機運の醸成を図ることを目的とする「くまもと結婚応援パスポート事業」の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

#### (1) くまもと結婚応援パスポート事業（以下、「本事業」という。）

新婚夫婦または結婚を予定しているカップル（以下、「新婚夫婦等」という。）が、協賛店舗等において、くまもと結婚応援パスポート（以下、「パスポート」という。）を提示することにより、割引やポイントなどの特典サービスを受けることができる事業をいう。

#### (2) パスポート利用者（以下、「利用者」という。）

本事業に申請し、パスポートの交付を受けた新婚夫婦等をいう。パスポートの交付は、それぞれのスマートフォン等に通し番号付きのパスポート画像を交付して行うものとし、利用者は協賛店舗等を利用する際に、二人同時にパスポートを提示することで、サービスを受けることができる。

#### (3) 協賛店舗等

本事業の趣旨に賛同し、利用者に特典サービスを提供する、店舗、施設等をいう。

#### (4) 特典サービス

各協賛店舗等が独自に設定した商品代金、入場料、宿泊料当の割引やポイント加算、金利優遇、ドリンクサービス、プレゼントなどをいう。

#### (5) 協賛ポスター（ステッカー）

協賛店舗等が掲示し、協賛店舗等である旨を表示するポスター（ステッカー）をいう。

### 3 事業内容

本事業は、利用者がパスポートを協賛店舗等に提示することにより、各協賛店舗等の特典サービスを受けることができる仕組みをつくるとともに、その内容等について、県ホームページ、熊本県結婚・子育て応援サイト（以下、「hapi モン」という。）及び SNS 等を通じて広く情報発信し、活用促進を図ることで、新婚夫婦等を社会全体で応援し、結婚に向けた機運醸成を図ることを目的としたものである。

### 4 事業実施体制

県は、本事業の趣旨を市町村、県民及び店舗・施設・企業等に周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

特に事業の周知にあたっては、市町村と連携を図りながら行うものとする。

#### (1) 新婚夫婦等から hapi モン入力フォーム又は別紙様式による申請を受け、パスポート（通し番号付き画像データ）を配付すること。

- (2) パスポートの再交付を希望する新婚夫婦等に対して、別紙様式による申請を受け、パスポートを交付すること。
- (3) 店舗、施設、企業等に対し、本事業への協賛を依頼すること。
- (4) パスポート及び協賛ステッカー、制度周知チラシ等を作成すること。
- (5) 協賛店舗等に協賛ステッカーを配付すること。
- (6) ホームページ等を通じて、本事業についての情報提供を行うこと。
- (7) 本事業全般の運営及びその見直しを行うこと。
- (8) その他本事業を推進するために必要な事務を行うこと。

## 5 利用対象者

利用者は、今後結婚を予定しているカップル又は結婚してから1年以内の新婚カップルを対象とする。

## 6 利用登録手続き方法

- (1) 利用登録を希望する者は、原則として、hapi モンの入力フォームにより登録等を行う。その他、別記様式による申請も可とする。
- (2) 審査に合格した場合は、(1)により登録した新婚夫婦等それぞれのメールアドレス宛にパスポート画像（通し番号付き）が送付される。

## 7 有効期限

発行から2年間とする。

## 8 パスポートの利用方法等

- (1) 利用者は、協賛店舗等において特典サービスを利用しようとするときは、パスポート画像を提示するものとし、協賛店舗等においては、必要に応じて、利用者に対し、書類等の提出等を求め、パスポートを使用できる者であると確認することを、特典提供の条件とすることができます。  
ただし、協賛店舗等が登録証の提示を必要としない場合はこの限りでない。
- (2) パスポート画像は、利用者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡してはならない。
- (3) 利用者は、登録証を紛失又は毀損した場合は、「6 利用登録手続き方法」により再交付を申し込むものとする。

## 9 利用登録の取り消し

県は、利用者が次のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができ、これにより利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めない。

- (1) 本事業実施要綱に違反した場合

(2) その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

## 10 特典サービスの内容

協賛事業者（協賛店舗等への登録を希望する事業者等）は、それぞれの協力できる範囲で、特典サービスを提供するものとし、その内容は、各協賛店舗等により設定するものとする。

ただし、法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、宗教性のあるもの、政治性のあるものなど本事業の趣旨にそぐわないと認められるものについては、本事業の特典サービスとすることはできない。

## 11 協賛店舗等に関する取扱い

協賛店舗等の募集要件、登録手続き等の必要な事項については、「くまもと結婚応援パスポート事業 協賛店舗等募集要項」に定める。

## 12 デザインの使用

- (1) パスポート及び協賛ステッカーのデザインを利用しようとする者は、原則として、県の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認に関し、必要な事項は別に定める。

## 13 個人情報の取扱い

- (1) 県は、利用者情報及び協賛店舗等の登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年 9 月 27 日条例第 66 号に基づき、適正に取り扱うこととする。
- (2) 県は、利用者情報を、協賛店舗等に提供しないものとする。

## 14 申込み・問い合わせ先

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課子育て支援企画班  
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号  
TEL:096-333-2225 FAX:096-383-1427  
E-Mail:kodomomirai@pref.kumamoto.lg.jp

## 附則

この要項は、令和 3 年（2021 年）5 月 24 日から施行する。

別記様式

くまもと結婚応援パスポート利用登録申込書（兼再交付申込書）

熊本県健康福祉部

子ども・障がい福祉局子ども未来課担当 行

令和 年(年)月 日

くまもと結婚応援パスポート事業実施要綱に記載する内容に同意し、次のとおりパスポート利用登録を申し込みます。

申込日	令和 年(年)月 日
-----	------------

(フリガナ)	セイ	メイ
申込者1 氏名	姓	名
(フリガナ)	セイ	メイ
申込者2 氏名	姓	名
結婚した年月日 又は結婚予定年月日	令和 年(年)月 日	
電話番号 <sup>※1</sup>		
メールアドレス:申込者1 <sup>※2</sup>		
メールアドレス:申込者2 <sup>※2</sup>		
申込者状況	新婚カップル・婚約カップル	

※1 日中連絡の取れる番号を記入してください。

※2 パスポートは申込書それぞれに交付しますので、必ずお2人のメールアドレスを記入してください。この事業に係るご案内をさせていただくことがあります。  
迷惑メール設定をしている場合は、ドメイン「pref.kumamoto.lg.jp」からのメール及びU R L付きメールを受信できるように設定してください。

申込みの際は、返送用の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、下記まで送付してください。

送付先 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 健康福祉局 子ども・障がい福祉局 子ども未来課 子育て支援企画班担当 宛

個人情報の取扱

皆様からご記入いただいた氏名や住所、電話番号等の個人情報は、本申込書の記載内容の確認やくまもと結婚応援パスポートに係る連絡を行う目的のためにのみ利用します。無断で第三者に提供することはありません。